

証券コード 3681  
(発送日) 2023年3月13日  
(電子提供措置の開始日) 2023年3月6日

株 主 各 位

東京都港区白金一丁目17番3号  
株式会社ブイキューブ  
代表取締役社長 高 田 雅 也

## 第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は、産業競争力強化法第66条第1項及び当社定款第12条第2項に基づき、**場所の定めのない株主総会**（以下、「**バーチャルオンリー株主総会**」という。）として開催いたします（詳細は、6ページ～9ページに記載の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご参照ください。）。

また、本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://ir.vcube.com/jp/stock/shareholder>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、ご確認ください。)

### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3681/teiji/>

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ブイキューブ」又は「コード」に当社証券コード「3681」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、本総会にご出席いただけない場合には、株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のとおり、**2023年3月27日（月曜日）午後6時**までに、郵送（書面）又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するように返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

5ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 **2023年3月28日（火曜日）午後2時**  
**（アクセス可能時刻 午後1時30分頃）**  
※通信障害等により、本総会を上記日時に開催することができない場合、本総会は予備日として2023年3月29日（水曜日）午後2時に開催します。その場合には、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（<https://ir.vcube.com/jp/>）でお知らせします。
2. 開催方法 **場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）**  
※本総会はインターネット上でのみ開催となりますので、実際にご来場いただくことができる会場はございません。本総会にご出席いただくために必要となる当社指定のウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は6ページ～9ページのご案内をご確認ください。
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第23期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第23期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                     |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                     |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件   |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件            |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件         |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件          |

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
- (2) 通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることをとするため、その旨の決議を本総会の冒頭にて行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、2023年3月29日（水曜日）午後2時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（<https://ir.vcube.com/jp/>）でお知らせしますので、6ページ以下の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」に従ってお手続のうえ、本総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。
- (3) 郵送（書面）による議決権行使において、各議案に賛否の記載がない場合は、各議案について賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を事前行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (5) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (6) 郵送（書面）又はインターネットにより議決権を事前行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本総会における議決権行使を確認できなかった場合は、郵送（書面）又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。

以上

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  - ① 事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所等」「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎ 代理人による出席を希望される株主様は、法令及び当社定款第14条の定めに従い、当社の議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、9ページの「代理人による出席方法」をご参照ください。
- ◎ 本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイト（<https://ir.vcube.com/jp/stock/shareholder>）に掲載いたします。

# 議決権の事前行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様的重要な権利です。後記株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。前日までの議決権の行使には、以下2つの方法がございます。

## 1 インターネット



<https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスしていただき、議案の賛否をご入力ください。

- 行使期限  
2023年3月27日(月曜日)  
午後6時までにご入力

## 2 郵送(書面)



議案の賛否をご表示のうえ、議決権行使書用紙をご返送ください。

- 行使期限  
2023年3月27日(月曜日)  
午後6時までにご到着

### 議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書  
株式会社〇〇〇〇 御中 議決権の数 股

〇年〇月〇日

議案番号	賛	反対	白紙

株式会社〇〇〇〇

ここに各議案の賛否をご記入ください。なお、選任議案につきましては、一部候補者につき反対の場合、「賛」の欄に○印をご記入の上、反対される候補者の番号を( )内にご記入ください。

**【議決権の行使のお取り扱いについて】**  
議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

### <機関投資家の皆様へ>

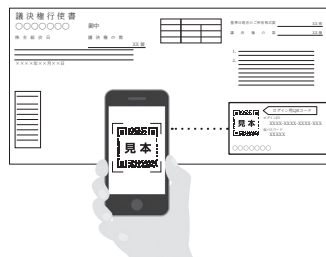
株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には当該プラットフォームより議決権をご行使いただけます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

### QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。  
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する

「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

# バーチャルオンリー株主総会のご案内

本総会は、インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』です。株主様が実際にご来場いただくことができる会場はございませんので、以下のご案内をご参照いただき、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

## 1. バーチャルオンリー株主総会に当日ご出席される株主様へ

### (1) 開催日時

2023年3月28日（火曜日）午後2時～

※午後1時30分頃からアクセス可能となる予定です。

※通信障害等の発生により本総会を開催できなかった場合には、予備日である2023年3月29日（水曜日）午後2時より、本総会を開催いたします。その場合には、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（<https://ir.vcube.com/jp/>）でお知らせします。

### (2) アクセス方法

『ブイキューブ株主総会Portal』

本総会の当日のご出席・事前コメントは、こちらからアクセスください。

URL : <https://3681.ksoukai.jp/>



- ① 『ブイキューブ株主総会Portal』にアクセス
- ② ID：株主番号、パスワード：郵便番号（12月31日時点でお住いの住所）をご入力の上ログイン
- ③ 開催日当日の午後1時30分頃になりますと、「出席」ボタンが有効になりますので、「出席」ボタンを押下し、ご出席ください。

### (3) 当日の議決権行使の方法

ご出席後、議長の指示に従って「議決権行使」タブより各議案の賛否をご選択ください。

### (4) 当日の質問方法

ご出席後、議長の指示に従って「質問・発言」タブより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力

ください。なお、ご質問につきまして、1問あたりの文字数は300文字までとさせていただきます。

当日のご質問につきましては、本総会の目的事項に関する質問であって、他の質問と重複しないものを中心に取り上げることといたしますが、株主総会の進行上の都合やご質問内容により、いただいたご質問のすべてに回答できない場合がございます。また、本総会の目的事項と無関係な内容や、プライバシー又は名誉を害するものその他の不適切な表現・内容を含む質問や動議等については、議長又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該質問や動議等を取り上げないことや、採り上げる場合であっても送信されたテキストを省略又は要約する場合がありますので、予めご了承ください。

#### (5) 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従って、「動議」タブよりご入力ください。なお、動議につきましても、円滑な議事進行の観点から、1提案あたりの文字数は300文字までとさせていただきます。

#### <注意事項>

- ◎ 本総会にご出席いただく際の通信料等は、株主様のご負担となりますことをご了承ください。
- ◎ 本総会に対応している言語は、日本語のみとなりますことをご了承ください。
- ◎ 推奨環境等は、以下の当社ウェブサイトよりご確認ください。  
URL：<https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/>
- ◎ 通信障害等への対策として、通信障害対策が講じられたシステムを利用し、主回線に加え、予備回線を用意するほか、本総会の冒頭において、開会後に通信障害等が発生した場合における延期又は続行の決定権限に関する議長への一任決議をお諮りし、また、本総会が開会できなかった場合に備えて予備日を設定いたします。総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能なスタッフを複数配置いたします。
- ◎ 当日は安定した配信に努めますが、視聴される株主様の通信環境等の影響により、株主総会ライブ配信の映像や音声の乱れ、遅延、一時中断又は一時停止等の障害が発生する可能性がございます。当社としては、これらの障害によって株主様が被った不利益のうち、株主様側の通信環境等の問題と考えられるものに関しては、一切の責任を負いかねます。
- ◎ バーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能なウェブサイトを用意し、その利便性を高めるように努めておりますが、議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、お手元の議決権行使書用紙を返送する方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 同様の質問・動議等を繰り返し送信すること、膨大な文字量のテキストデータを送信すること、明らかに不適法な動議を送信すること、本総会の目的事項と無関係な内容やプライバシー又は名誉を害するものその他不適切な内容を含む質問等については、議長又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該質問等を取り上げないことや、採り上げる場合であっても送信されたテキストを省

略又は要約する場合がありますので、予めご了承ください。また、これらの場合に加えて、株主の皆様との貴重な対話の場である本総会の趣旨に反する場合、また、本総会の議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。また、議長の指定した方法以外の方法によりテキストデータを送信するなど、質問・動議であるか否かの判別ができないものは質問・動議として採り上げない場合がありますので、予めご了承ください。

- ◎ 映像や音声データの第三者への提供や公表、SNSなどへの投稿、上映、転載、複製、録画、録音及びログインの方法又はログインに必要な情報を公表し又は第三者に伝えることは禁止とさせていただきます。

## 2. 事前コメントの受付について

株主様は、『ブイキューブ株主総会Portal』を通じ、事前に、当社に対してご意見、ご質問その他のコメントをお一人様3問まで（1問につき300字以内で入力）送信いただくことができます。以下の受付期間及び受付方法をご参照のうえ、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

<受付期間>

2023年3月7日(火曜日) 午後1時 ~ 2023年3月24日(金曜日) 午後6時

<受付方法>

- ① 『ブイキューブ株主総会Portal』にアクセス
- ② ID：株主番号、パスワード：郵便番号（12月31日時点でお住いの住所）をご入力のうえログイン
- ③ 「事前コメントを送る」ボタンを押下いただき、事前コメントをご入力ください。

※事前コメントの受付は、株主総会におけるご質問とは別に、株主様のご関心の高い事項を当社において事前に把握し、株主総会における当社からの情報提供を充実させる目的で募集させていただくものです。

※事前コメントは、株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。

※株主の皆様のご関心が高いと思われる事項であって、重複しないものを中心に、本総会当日にご説明させていただきます。



### 3. 代理人による出席方法

当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

#### <必要書類>

- ・代理の意思表示を記載した書面（委任状）
- ・委任する株主様の議決権行使書のコピー
- ・委任された株主様の議決権行使書のコピー

#### <提出先>

〒108-0072 東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー17階  
株式会社ブイキューブ 株主総会担当者宛

#### <提出期限>

2023年3月27日（月曜日）午後6時必着

※ご提出期限までに必要書類が到達しなかった場合は代理人による出席は認められません。

※必要書類に不備があった場合は代理人による出席が認められないことがございます。

(提供書面)

## 事業報告

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスに対するワクチン接種の効果及びウイルス自体の弱毒化により、それまで行われていた行動制限が解除されることとなり、経済活動は新型コロナウイルス発生前の状態に近づいた年でした。一方で、ウクライナ侵攻に伴う世界的なエネルギー・物資不足や急激に進んだ円安により物価が上昇し、我が国の経済活動に影響を与えた年でもありました。

行動制限の緩和と経済活動の正常化により、米国では急激なリアル回帰が進み、オンラインイベントからリアルイベントへの揺り戻しが生じました。他方、日本ではリアル回帰が生じたものの、米国ほどの急激な揺り戻しは起こらず、リアルとオンラインの両方を組み合わせたハイブリッド形態が標準になりつつあります。

当社グループにおいては、急速なリアル回帰が生じた米国地域では苦戦を強いられたものの、日本においてはセミナーなどのイベントのオンライン化需要やオフィスや公共空間におけるWeb会議を実施できるセキュアな空間に対するニーズは底堅く、事業規模は緩やかに拡大いたしました。一方で、オンライン型セミナーが急速に普及したことから、顧客企業の内製化への切り替えが当初の想定よりも早く進み、中期経営計画において見込んでいた成長率を見直すこととなりました。今後はWeb配信専用スタジオを有する当社の強みを生かし、内製化が難しい大規模の配信案件の獲得や、Webセミナーの更なる普及によって需要の拡大が見込まれる付加価値の高いイベント案件の推進によって差別化を図り、事業の拡大を目指してまいります。

当連結会計年度の業績は以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)
売上高	11,493,601	12,229,135	735,534	6.4%
営業利益	1,351,187	675,093	△676,094	△50.0%
経常利益	1,232,811	612,898	△619,913	△50.3%
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,324,261	84,594	△1,239,667	△93.6%

当連結会計年度において、売上高は前期比で6.4%増加いたしました。これは、バーチャル株主総会の運用本格化などによって1件当たりの配信売上単価が上昇したこと、並びに企業向け及び公共空間向けテレキューブの設置台数が増加したことによるものです。

一方で、エンタープライズDX事業における自社製品比率の低下に伴う利益率低下や、イベントDX事業における製薬業界における小規模配信の縮小、サードプレイスDX事業における「テレキューブ」に関する広告宣伝費用の発生により、営業利益は前期比50%減の675,093千円となりました。

営業外損益においては、借入金に対する支払利息44,937千円を計上したほか、持分法適用会社であるテレキューブサービス株式会社において前年に引き続き公共空間における積極的な投資を行なったため、持分法による投資損失22,866千円を計上しました。

特別損益においては、Vcubeミーティングを中心に収益性の低下したソフトウェア資産の減損損失395,647千円を計上いたしました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

## I.エンタープライズDX事業

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)
売上高	4,573,186	4,331,141	△242,045	△5.3%
セグメント利益	670,872	593,166	△77,706	△11.6%

エンタープライズDX事業は、主に企業や官公庁等を対象に、社内外のコミュニケーションにおけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を支援するサービスを提供しております。

具体的には、自社開発の汎用Web会議システム「V-CUBE ミーティング」や「Zoom」の販売のほか、ディスカッションテーブル「V-CUBE Board」などの災害対策ソリューションやウェアラブルデバイスなど、企業向けのリモートコミュニケーションプロダクトを提供しております。また、顧客企業において映像組み込み型サービスの開発を容易にする「V-CUBE Video SDK」の提供やサービス開発及び運用支援をすることで、顧客企業におけるソリューション開発を支援しております。

当連結会計年度のセグメント売上高は、前期比5.3%減の4,331,141千円となりました。これは前連結会計年度に見られた、緊急退避的にリモートワークを行った企業によるWeb会議システムの需要が一巡したことによるもの、及び連結子会社であるWizlearn Technologiesにおける、シンガポール政府の方針に基づく学校向けLMS市場の大幅な縮小によるものであります。また、セグメント利益は前期比11.6%減の593,166千円となりました。これは、注力事業ではなくなったことにより自社製品比率が緩やかに低下したこと、及び円安による海外他社製品の原価が上昇したことで、限界利益率が減少したためであります。

## II. イベントDX事業

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)
売上高	4,710,320	5,008,155	297,835	6.3%
セグメント利益	639,846	140,516	△499,330	△78.0%

イベントDX事業は、様々な分野におけるイベント、セミナーのリモート化を支援する事業であります。

具体的には、Webセミナー配信サービス「V-CUBE セミナー」や「EventIn」などのセミナー配信ソフトウェアを提供するほか、イベント配信に係る運用設計、当日の配信サポートや後日のイベントデータ解析などの運用支援サービスを提供しております。

当連結会計年度では、製薬業界向けの小規模配信事業が内製化により縮小したことから、イベントDX事業全体の配信回数は前期比12%減の約6,500件となりました。一方で、本年度より運用が本格化したバーチャル株主総会や人材業界における就職説明会などの非製薬業界での事業の成長により、中・大規模の配信案件や高付加価値案件の配信件数が増加したことで、セグメント売上高は前期比6.3%増の5,008,155千円となりました。

一方、セグメント利益は前期比78.0%減の140,516千円となりました。これは前連結会計年度において効率的なサービス提供体制を構築していた製薬業界向け小規模配信事業が縮小したことに加えて製薬業界向けのウェブ講演会市場全体も縮小傾向にあること、及び米国におけるオミクロン株の流行による配信イベントの延期とその後の流行の鎮静化により発生した急速なリアル回帰によりXyvidの業績が低下し、それに伴いのれん償却額の負担が相対的に重くなったことによるものであります。

小規模配信案件は縮小傾向にあるものの、法定の議事進行を要し失敗の許されない株主総会や内製化が困難な大規模配信案件、及び、ハイブリッドやメタバースのイベント等の高付加価値案件の需要は増加しているため、イベントDX事業全体としては今後も拡大を続けていくものと予測しております。

### Ⅲ. サードプレイスDX事業

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)
売上高	2,210,094	2,889,838	679,744	30.8%
セグメント利益	702,723	646,787	△55,936	△8.0%

サードプレイスDX事業は、自宅や職場とは異なるサードプレイス（第3の場所）の提供や運用支援を行うことで、昨今日本に浸透しつつあるテレワークを1つのワークスタイルとして定着させることを目的とする事業であります。

具体的には、企業及び公共空間への「テレキューブ」の提供、公共空間におけるワークブースの管理運営システムの開発、「テレキューブ」において提供する関連サービスの開発を行っております。

当連結会計年度では、セグメント売上高は前期比30.8%増の2,889,838千円となりました。これはテレワークの浸透に伴って企業及び公共空間でのセキュアなワークブースの需要が増加したことにより販売件数が増加したことによるものであります。また、セグメント利益は前期比8.0%減の646,787千円となりました。これは、第1四半期連結累計期間においてテレビ及びWeb媒体を利用した広告宣伝活動を実施したためであります。

#### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,247,324千円で、主なものは自社サービスソフトウェアの開発による投資と配信用スタジオの設置であります。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金として130,000千円の資金調達を行いました。

#### (4) 財産及び損益の状況

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2019年12月期)	第 21 期 (2020年12月期)	第 22 期 (2021年12月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	6,369,887	8,282,569	11,493,601	12,229,135
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ ) (千円)	△341,846	1,020,100	1,232,811	612,898
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	34,386	1,138,279	1,324,261	84,594
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	1.43	47.10	54.68	3.49
潜 在 株 式 調 整 後 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	1.41	45.52	53.22	3.43
総 資 産 (千円)	7,002,932	10,031,260	15,259,020	16,891,863
純 資 産 (千円)	3,049,069	3,825,417	5,100,851	5,989,529
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	125.67	156.41	207.92	243.12

- (注) 1. 当社は第16期から第21期まで「従業員持株会信託型ESOP」を導入しており、当該信託が所有する当社株式を自己株式として処理しておりました。これに伴い、第20期及び第21期の1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数からは、当該信託が所有する当社株式の数を控除しております。また、第20期及び第21期の1株当たり純資産額の算定において、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準などを適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2019年12月期)	第 21 期 (2020年12月期)	第 22 期 (2021年12月期)	第 23 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	5,147,862	7,212,683	9,746,347	10,213,085
経 常 利 益 (千円)	47,794	738,851	1,660,241	968,394
当 期 純 利 益 (千円)	697,198	202,110	1,692,782	485,638
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	28.94	8.36	69.90	20.01
潜 在 株 式 調 整 後 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	28.53	8.06	68.04	19.71
総 資 産 (千円)	7,749,389	9,670,449	14,447,628	15,645,581
純 資 産 (千円)	3,526,188	3,419,405	4,681,213	5,018,096
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	146.36	141.15	192.78	206.66

- (注) 1. 当社は第16期から第21期まで「従業員持株会信託型ESOP」を導入しており、当該信託が所有する当社株式を自己株式として処理しておりました。これに伴い、第20期及び第21期の1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数からは、当該信託が所有する当社株式の数を控除しております。また、第20期及び第21期の1株当たり純資産額の算定において、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準などを適用した後の数値となっております。



(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
テレキューブ株式会社	25,000千円	67.00%	防音型スマートワークブース 「テレキューブ」の販売等
Wizlearn Technologies Pte. Ltd.	9,821千シンガポールドル	100%	教育プラットフォームの開発及 び販売等
Xyvid, Inc.	100USDドル	100%	Webセミナーのシステム開発・ 販売および配信サービスの提供

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	Xyvid, Inc.
特定完全子会社の住所	1170 Wheeler Way, Langhorne, PA 19047, U.S.A.
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	3,704,185千円
当社の総資産額	15,645,581千円

## (6) 対処すべき課題

当社グループは、創業以来、当社はビジュアルコミュニケーション技術を基に、新たな価値を創出・提供し続けてきました。2019年に始まった新型コロナウイルスの世界的な流行により社会構造は大きく変化し、リモートワークは急速に普及し、2023年の現在、ポストコロナの時代に入ってから社会環境は引き続き大きく変わっており、人々の働き方に関する新たな課題が生まれています。このような環境の下、当社グループのミッションである「Evenな社会の実現 ～すべての人が平等に機会を得られる社会の実現～」を達成すべく、変化しつづける社会に対してこれからも新たな価値を発見し、ビジネスを創出することで社会課題を解決していきます。

具体的には以下の3点について重点的に取り組んで参ります。

### 1. コミュニケーションDXを活用した「選べる」働き方の創出と普及

新型コロナウイルスの世界的な流行は、テレワークやコミュニケーションのリモート化による社会環境の大きな変化をもたらしました。当社グループは今後のポストコロナの時代における環境変化の認識を踏まえ、これまで培ってきたビジュアルコミュニケーション技術・製品・サービスを組み合わせ、時間や場所にとらわれない働き方を「選べる」ソリューションを提供することで働く人びとと企業双方の課題を解決して参ります。

- ・コロナ禍期間中のリモートワーク経験による働く人びとの意識の変化
- ・企業の競争力に直結する高度人材や若手人材の不足とタレント獲得競争の熾烈化
- ・「フレキシブルな働き方」への注目・期待

### 2. ESG課題へのさらなる取り組みと貢献

上述の働き方を選べるソリューションの提供を通じて、物理的な移動に伴って発生する移動コストやエネルギー削減を行うとともに、機会均等・情報格差是正・地方創生といった社会課題の解決にも貢献して参ります。また、先端データセンター活用による二酸化炭素排出量の削減や事業所再生可能エネルギーの利用促進に取り組んで参ります。さらに、社外取締役の比率を高めるとともにダイバーシティを推進することで、社会課題を解決する企業としてのガバナンス及びコンプライアンスを強化するとともに、多様な人財によるアイデア・ノウハウの集結に取り組んで参ります。

### 3. 人財への投資と育成

当社グループでは「新たな価値を共創しつづける人財の育成」を方針とし、以下の具体的施策を中心に社会に貢献できるビジネスを創出できる人財づくりを目指して、人的資本経営に取り組んでいます。

- ・新規事業コンテストなど挑戦を生む環境づくり・仕組みづくり
- ・エンゲージメントスコアによる人財施策の定量評価と課題改善のサイクル
- ・市場競争力のある報酬の実現と人財育成に対しての積極的な投資

(7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
477 (25) 名	13名減 (2名増)

(注) 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。使用人数の(外書)は、臨時従業員(アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
360 (23) 名	11名増 (4名増)	35.3歳	5.8年

(注) 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。使用人数欄の(外書)は、臨時従業員(アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人員であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,076,000千円
株式会社みずほ銀行	1,818,000千円
株式会社三井住友銀行	797,160千円
株式会社りそな銀行	400,000千円
株式会社千葉銀行	355,500千円

(注) 当社が取引金融機関との間で締結している借入金契約には、財務制限条項が付されているものがあります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 48,000,000株
- ② 発行済株式の総数 24,737,400株
- ③ 株主数 26,191名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
間 下 直 晃	3,185,847株	13.13%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,091,400株	8.62%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,008,800株	4.16%
トミーコンサルティングインク	680,000株	2.80%
野村証券株式会社	605,341株	2.49%
株式会社SBI証券	395,208株	1.63%
高田雅也	311,400株	1.28%
楽天証券株式会社	288,400株	1.19%
岩本良太	250,600株	1.03%
BNP PARIBAS LUXEMBOURG / 2 S / J A SDEC SECURITIES / UCITS ASSETS	217,900株	0.90%

(注) 持株比率は自己株式 (466,472株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	間下直晃	グループCEO(Chief Executive Officer)
代表取締役社長	高田雅也	国内CEO(Chief Executive Officer)
取締役副社長	水谷潤	国内COO(Chief Operating Officer) 営業本部長
取締役	亀崎洋介	CTO(Chief Technical Officer)
取締役	山本一輝	CFO(Chief Financial Officer) 経営企画本部長
取締役	村上憲郎	株式会社村上憲郎事務所 代表取締役 セルソース株式会社 社外取締役 株式会社メルカリ 社外取締役
取締役	西村憲一	株式会社白山 社外取締役(監査等委員)
取締役	越直美	三浦法律事務所 パートナー弁護士 OnBoard株式会社 代表取締役CEO ソフトバンク株式会社 社外取締役
常勤監査役	福島規久夫	サクセス・コーチング・スタジオ 代表
監査役	小田嶋清治	小田嶋清治税理士事務所 代表税理士 エバラ食品工業株式会社 社外監査役
監査役	松山大耕	臨済宗大本山 妙心寺 退蔵院 副住職

- (注) 1. 取締役村上憲郎氏、取締役西村憲一氏及び取締役越直美氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役福島規久夫氏、監査役小田嶋清治氏及び監査役松山大耕氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小田嶋清治氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役村上憲郎氏、取締役西村憲一氏及び取締役越直美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、常勤監査役福島規久夫氏、監査役小田嶋清治氏及び監査役松山大耕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

(i) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8 名 (3)	131,064 千円 (16,200)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (3)	18,000 千円 (18,000)
合 計 (うち社外役員)	11 名 (6)	149,064 千円 (34,200)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2021年3月25日開催の第21期定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役分年額300百万円以内。使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役3名)です。  
 3. 監査役の報酬限度額は、2008年3月28日開催の第8期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(ii) 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

(iii) 非金銭報酬等に関する事項

該当事項はありません。

(iv) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の役員報酬の個別の配分については、指名・報酬委員会の検討プロセスを経て、同委員会の答申に基づき、取締役会の決議により代表取締役会長グループCEOである間下直晃氏に対して一任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の管掌業務について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためであります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第30条第2項及び第42条第2項の規定に基づき、各社外取締役、並びに各社外監査役との間で、それぞれ会社法第427条第1項の契約(責任限定契約)を締結しております。これらの責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、取締役又は監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものです。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役及び監査役等であり、全ての被保険者について、その保険料は会社負担としており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担した損害及び訴訟費用並びに公的調査対応費用、刑事手続対応費用等の費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行使等に起因する損害等については補填の対象外としています。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取 締 役	村 上 憲 郎	株式会社村上憲郎事務所 セルソース株式会社 株式会社メルカリ	代表取締役 社外取締役 社外取締役
取 締 役	西 村 憲 一	株式会社白山	社外取締役(監査等委員)
取 締 役	越 直 美	三浦法律事務所 OnBoard株式会社 ソフトバンク株式会社	パートナー弁護士 代表取締役CEO 社外取締役
監 査 役	福 島 規 久 夫	サクセス・コーチング・スタジオ	代表
監 査 役	小 田 嶋 清 治	小田嶋清治税理士事務所 エバラ食品工業株式会社	代表税理士 社外監査役
監 査 役	松 山 大 耕	臨濟宗大本山 妙心寺 退蔵院	副住職

(注) 兼職する法人等と当社との間に特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	村上 憲郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、主にグローバル企業の経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、経営全般の観点から適宜質問、意見表明等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	西村 憲一	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、主に情報・通信分野における企業経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、経営全般の観点から適宜質問、意見表明等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	越 直美	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜質問、意見表明等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	福島 規久夫	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、監査役会12回の全てに出席し、主に財務に関する豊富な実務経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等を行っております。
監査役	小田嶋 清治	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、監査役会12回の全てに出席し、主に税務の専門家としての豊富な実務経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等を行っております。
監査役	松山 大耕	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、監査役会12回の全てに出席し、主に妙心寺退蔵院副住職としての卓見に基づく倫理的観点やグローバルでの活動に基づく知見に基づき、適宜質問、意見表明等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。



# 連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>4,122,111</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,324,467</b>
現金及び預金	1,699,697	買掛金	494,496
受取手形及び売掛金	1,737,481	短期借入金	2,627,160
前渡金	1,200	1年内返済予定の長期借入金	3,998,600
その他	701,493	契約負債	922,951
貸倒引当金	△17,761	賞与引当金	91,824
		未払法人税等	75,007
		その他	1,114,427
<b>固定資産</b>	<b>12,769,752</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,577,866</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,047,246</b>	長期借入金	953,000
建物	873,686	リース債務	310,631
工具、器具及び備品	775,498	資産除去債務	296,136
リース資産	398,061	その他	18,098
<b>無形固定資産</b>	<b>7,095,000</b>	<b>負債合計</b>	<b>10,902,333</b>
ソフトウェア	1,895,581	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア仮勘定のれん	1,127,471	<b>株主資本</b>	<b>4,629,464</b>
4,071,947	4,071,947	資本金	92,190
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,627,505</b>	資本剰余金	2,831,834
投資有価証券	416,372	利益剰余金	2,500,230
関係会社株式	337,466	自己株式	△794,791
長期貸付金	33,175	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,271,192</b>
敷金及び保証金	340,928	その他有価証券評価差額金	52,826
長期前払費用	58,889	為替換算調整勘定	1,218,365
繰延税金資産	1,875,064	<b>新株予約権</b>	<b>2,160</b>
その他	566,609	<b>非支配株主持分</b>	<b>86,713</b>
貸倒引当金	△999	<b>純資産合計</b>	<b>5,989,529</b>
<b>資産合計</b>	<b>16,891,863</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>16,891,863</b>

# 連結損益計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,229,135
売上原価	6,806,854
売上総利益	5,422,280
販売費及び一般管理費	4,747,186
営業利益	675,093
営業外収益	
受取利息	4,026
受取保険金	5,746
助成金収入	5,907
投資有価証券の利益	7,004
その他	6,106
営業外費用	
支払利息	44,937
為替差損	8,911
支払手数料	6,033
地代家賃	3,979
持分法による投資損失	22,866
その他	4,258
経常利益	90,986
特別損失	612,898
減損損失	395,647
和解金	51,929
その他	33,388
税金等調整前当期純利益	480,965
法人税、住民税及び事業税	82,771
法人税等調整額	△71,214
当期純利益	131,933
非支配株主に帰属する当期純利益	120,375
親会社株主に帰属する当期純利益	35,780
	84,594

# 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,032,464</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,075,193</b>
現金及び預金	682,396	買掛金	671,672
売掛金	1,444,171	未払金	401,673
棚卸資産	40,375	短期借入金	2,627,160
前渡金	1,200	1年内返済予定の長期借入金	3,998,600
前払費用	555,203	リース債務	87,993
関係会社短期貸付金	300,000	未払費用	78,194
その他	26,180	未払法人税等	8,602
貸倒引当金	△17,064	契約負債	813,038
<b>固定資産</b>	<b>12,613,117</b>	預り金	33,281
<b>有形固定資産</b>	<b>1,909,566</b>	賞与引当金	7,750
建物	821,496	その他	347,226
工具、器具及び備品	716,622	<b>固定負債</b>	<b>1,552,290</b>
リース資産	371,447	長期借入金	953,000
<b>無形固定資産</b>	<b>2,535,211</b>	リース債務	303,154
ソフトウェア	1,676,625	資産除去債務	296,136
ソフトウェア仮勘定	858,585	<b>負債合計</b>	<b>10,627,484</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,168,338</b>	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社株式	6,054,604	<b>株主資本</b>	<b>4,963,110</b>
投資有価証券	360,819	資本金	92,190
長期貸付金	59,938	資本剰余金	3,373,723
関係会社長期貸付金	73,581	資本準備金	2,873,723
敷金及び保証金	333,139	その他資本剰余金	500,000
保険積立金	565,593	<b>利益剰余金</b>	<b>2,291,987</b>
繰延税金資産	698,454	その他利益剰余金	2,291,987
長期前払費用	58,889	繰越利益剰余金	2,291,987
その他	1,016	<b>自己株式</b>	<b>△794,791</b>
貸倒引当金	△37,698	評価・換算差額等	52,826
<b>資産合計</b>	<b>15,645,581</b>	その他有価証券評価差額金	52,826
		<b>新株予約権</b>	<b>2,160</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>5,018,096</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>15,645,581</b>

# 損益計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		10,213,085
売上原価		
商品仕入原価	2,393,666	
ソフトウェア償却費	511,633	
当期製品製造原価	3,148,065	6,053,365
売上総利益		4,159,719
販売費及び一般管理費		3,416,648
営業利益		743,070
営業外収益		
受取利息	6,067	
受取配当金	244,895	
為替差益	16,808	
その他の利益	16,481	284,253
営業外費用		
支払利息	44,939	
支払手数料	6,033	
貸付費	3,979	
その他の費用	3,976	58,928
経常利益		968,394
特別損失		
減損損失	398,075	
和解金	51,929	
その他の損失	24,144	474,149
税引前当期純利益		494,245
法人税、住民税及び事業税	8,607	8,607
当期純利益		485,638

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年2月27日

株式会社バイキューブ  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新 井 達 哉  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 西 村 健 太  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バイキューブの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バイキューブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実

施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月27日

株式会社ブイキューブ  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新 井 達 哉  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 西 村 健 太  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブイキューブの2022年1月1日から2022年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。



当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月28日

株式会社ブイキューブ	監査役会
常勤社外監査役 福 島	規久夫 ㊞
社外監査役 小田嶋	清 治 ㊞
社外監査役 松 山	大 耕 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金4円  
総額97,083,712円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年3月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 当社は、取締役会の監督機能の強化に基づくより透明性の高い経営の実現や、取締役会の適切な監督のもと経営の意思決定及び執行を迅速化できる体制の構築等、コーポレート・ガバナンスを一層充実させることを通じて、持続的な成長と企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

(2) その他、字句の修正を行うものであります。

(3) なお、本議案における定款変更については、本總會終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人) 第9条 (条文省略)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第9条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役により選定し、公告する。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規程) 第10条 当会社の株主権利行使の手続き、その他株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第10条 当会社の株主権利行使の手続き、その他株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 増員により、または補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、他の在任取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の残任期間と同一とする。</p> <p>4 <u>増員により、または補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、他の監査等委員である在任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の中から取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>取締役及び監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役に對しこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)  <u>第30条</u> (条文省略)</p> <p>2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)  <u>第31条</u> 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)  <u>第32条</u> 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)  <u>第33条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の解任)  <u>第34条</u> 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(監査役の任期)  <u>第35条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)  <u>第31条</u> (現行どおり)</p> <p>2 当社は、非業務執行取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)  <u>第32条</u> 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤監査役)</u>  <u>第36条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)  <u>第37条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)  <u>第38条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)  <u>第39条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)  <u>第40条</u> 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第41条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)  <u>第33条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)  <u>第34条</u> 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)  <u>第35条</u> 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)  <u>第36条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  第42条 当社は、取締役会の決議によって、監査役  <u>(監査役であった者を含む。)</u>の会社法第423  条第1項の賠償責任について法令に定める要件  に該当する場合には、賠償責任額から法令に定  める最低責任限度額を控除して得た額を限度と  して免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423  条第1項の賠償責任について法令に定める要件  に該当する場合には、賠償責任を限定する契約  を締結することができる。ただし、当該契約に  基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低  責任限度額とする。</p> <p>第43条～第45条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)  第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会  の同意を得て定める。</p> <p>第47条～第51条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第37条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)  第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委  員会の同意を得て定める。</p> <p>第41条～第45条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u>  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、  第23期定時株主総会において決議された定款一  部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったこと  による監査役(監査役であった者を含む。)の損  害賠償責任を、法令の限度において、取締役会  決議によって免除することができる。</p> <p>2. 第23期定時株主総会終結前の監査役(監査役で  あった者を含む。)の行為に関する会社法第423  条第1項の賠償責任を限定する契約について  は、なお同定時株主総会の決議による変更前の  定款第42条第2項に定めるところによる。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数 (2022年12月31日時点)
1	ました なお あき 間下直晃 (1977年12月2日)	1998年10月 (有)ブイキューブインターネット(2006年3月に当社と合併により消滅)設立 同社代表取締役社長 2004年1月 (株)ブイキューブブロードコミュニケーション(現 当社) 代表取締役社長・CEO 2012年1月 V-cube Global Services Pte. Ltd. Director 2012年7月 PT. V-CUBE INDONESIA President Komisaris 2013年4月 V-cube USA, Inc. Chairman(現任) 2015年10月 (株)ブイキューブロボティクス・ジャパン(現 (株)センシンロボティクス) 取締役(現任) 2015年10月 Wizlearn Technologies Pte. Ltd. Director(現任) 2018年11月 (株)センシンロボティクス 代表取締役社長 2019年8月 同社代表取締役会長 2021年6月 Xyvid, Inc. Director(現任) 2022年3月 当社代表取締役会長・グループCEO(現任) 2022年9月 (株)MICIN 社外取締役(現任) 2022年11月 Charge Plus Japan(株) 代表取締役社長(現任)	3,185,847株
2	たか だ まさ や 高田雅也 (1976年8月22日)	2001年10月 (株)ブイキューブインターネット(2006年3月に当社と合併により消滅)取締役 2002年4月 (株)日立製作所 入社 2004年10月 (株)ブイキューブブロードコミュニケーション(現 当社) 取締役(現任) 2006年4月 当社取締役副社長・管理部門長 2012年12月 当社代表取締役副社長 2017年1月 当社COO 2022年3月 当社代表取締役社長・国内CEO(現任)	311,400株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数 (2022年12 月31日時点)
3	みず たに じゅん 水 谷 潤 (1983年4月18日)	2006年4月 当社入社 2012年7月 当社営業副本部長 2015年1月 当社営業本部長 2016年3月 当社取締役・CRO 2019年3月 当社常務取締役 2021年3月 当社専務取締役 2022年3月 当社取締役副社長・国内COO(現任)	7,200株
4	かめ ざき よう すけ 亀 崎 洋 介 (1979年12月25日)	2002年5月 (株)ブイキューブインターネット(2006年3 月に当社と合併により消滅)入社 2004年5月 (株)ブイキューブブロードコミュニケーション(現 当社)入社 2012年3月 当社取締役(現任) 2013年1月 当社CTO(現任)・技術本部長 2013年5月 V-cube Global Services Pte. Ltd. Director	51,500株
5	やま もと かず き 山 本 一 輝 (1978年10月2日)	2003年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2008年11月 公認会計士登録 2015年10月 プラスワン・マーケティング(株) 取締役 2017年4月 (株)地域経済活性化支援機構 入社 2019年4月 当社CFO(現任)・経営企画本部長(現任) 2019年12月 (株)地域経済活性化支援機構 ディレクター 2021年3月 当社入社、当社取締役(現任) 2021年6月 Xyvid, Inc. Director(現任)	3,000株
6	※ D a v i d K o v a l c i k デイビッド・コバルチック (1966年1月4日)	1983年1月 Computerware, Inc. 共同創業者 1997年1月 Dyventive, Inc. CEO(現任) 1999年1月 Pharmethod, Inc. CEO(現任) 2011年10月 Xyvid, Inc. CEO(現任)  (重要な兼職の状況) Dyventive, Inc. CEO Pharmethod, Inc. CEO Xyvid, Inc. CEO	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数 (2022年12 月31日時点)
7	むら かみ のり お 村 上 憲 郎 (1947年3月31日)	<p>1970年4月 日立電子(株)(現 株)日立国際電気)入社 2003年4月 Google, Inc.副社長 兼グーグル(株) 代表取締役社長 2009年1月 グーグル(株) 名誉会長 2011年1月 (株)村上憲郎事務所設立 代表取締役(現任) 2012年3月 当社社外取締役(現任) 2013年8月 (株)ウェザーニューズ 社外取締役 2016年10月 (株)エナリス 代表取締役会長 2017年10月 セルソース(株) 社外取締役(現任) 2021年9月 (株)メルカリ 社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)村上憲郎事務所 代表取締役 セルソース(株) 社外取締役 (株)メルカリ 社外取締役</p>	-
8	にし むら けん いち 西 村 憲 一 (1947年6月10日)	<p>1970年4月 日本電信電話公社 入社 1999年6月 西日本電信電話(株) 取締役広島支店長 2002年5月 (株)NTTネオメイト 代表取締役社長 2009年6月 (株)東電通 代表取締役社長 2010年10月 (株)ミライト・ホールディングス 代表取締役副社長 2012年10月 (株)ミライト 代表取締役副社長 2013年6月 (株)ミライト 取締役相談役 2014年6月 (株)ミライト 相談役 2014年7月 (株)白山製作所(現 株)白山) 社外取締役 2015年3月 当社社外取締役(現任) 2021年1月 (株)白山 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)白山 社外取締役(監査等委員)</p>	8,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数 (2022年12月31日時点)
9	こし 越直美 (1975年7月5日)	2002年10月 弁護士登録 2002年10月 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所) 弁護士 2009年6月 ハーバード大学ロースクール卒業 2009年10月 デベヴォイズ・アンド・プリンプトン法律事務所 勤務 2010年1月 ニューヨーク州弁護士登録 2010年9月 コロンビア大学ビジネススクール 日本経済経営研究所 客員研究員 2012年1月 大津市長 2020年3月 当社社外取締役(現任) 2020年9月 三浦法律事務所 パートナー弁護士(現任) 2021年1月 カリフォルニア州弁護士登録 2021年2月 OnBoard(株) 代表取締役CEO(現任) 2021年6月 ソフトバンク(株) 社外取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 三浦法律事務所 パートナー弁護士 OnBoard(株) 代表取締役CEO ソフトバンク(株) 社外取締役	-

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 新任のデイビッド・コバルチック氏を取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、当社米国子会社Xyvid, Inc.のCEOを務めており、当社グループ事業の柱の一つであるオンラインイベント配信事業に精通すると共に、米国企業の属する社会や文化、慣習について豊富な知識を有しているため、当社取締役会の多様性を高め活性化させることのほか、当社の更なるグローバル展開のための提言・シナジー効果を期待し、選任をお願いするものであります。
4. 村上憲郎氏、西村憲一氏及び越直美氏は、社外取締役候補者であります。
5. (1) 村上憲郎氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、グローバル企業の経営者としての経験が豊富であるため、当社の更なるグローバル展開のための助言・提言のほか、経営全般に対する助言・提言を行っていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
- (2) 西村憲一氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、情報・通信分野における企業経営者としての経験が豊富であるため、経営全般に対する助言・提言を行っていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
- (3) 越直美氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有するとともに、企業法務にも精通しており、これらを当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただくことを期待したためであります。また、同氏は、大津市長として2期8年にわたり市政運営にあたってこれら、行政活動を通じた多様な経験と幅広い

見識を有しており、当社の更なる事業展開のための助言・提言のほか、経営全般に対する助言・提言を行っていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

6. 当社は、村上憲郎氏、西村憲一氏及び越直美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。村上憲郎氏、西村憲一氏及び越直美氏が再任された場合には、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の23頁に記載のとおりです。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、村上憲郎氏、西村憲一氏及び越直美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。



#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数 (2022年12月31日時点)
1	ふくしま きくお 福島 規久夫 (1963年10月22日)	1986年4月 住商機電貿易(株) 入社 1991年5月 オランダ銀行東京支店 入行 1993年4月 クレディリヨネ銀行東京支店 入行 2005年1月 サクセス・コーチング・スタジオ開設 代表(現任) 2010年3月 当社社外監査役(現任) 2018年6月 当社常勤監査役(現任)  (重要な兼職の状況) サクセス・コーチング・スタジオ 代表	—
2	まつ やま だい こう 松山 大耕 (1978年12月4日)	2007年5月 臨済宗大本山 妙心寺 退蔵院 副住職(現任) 2009年5月 観光庁Visit Japan大使 2018年9月 スタンフォード大学 客員講師 2021年3月 当社社外監査役(現任)  (重要な兼職の状況) 臨済宗大本山 妙心寺 退蔵院 副住職	—
3	※ あき もと ひで ひと 秋元 秀仁 (1961年8月25日)	1986年4月 東京国税局 入局 1999年7月 大蔵省(現財務省)主税局国際租税課 係長 2000年7月 国税庁調査査察部調査課 審理係長 2010年7月 麻布税務署 副署長 2016年7月 玉川税務署長 2020年7月 札幌国税局 総務部長 2021年7月 高松国税局長 2022年8月 秋元秀仁税理士事務所開設 代表税理士(現任)  (重要な兼職の状況) 秋元秀仁税理士事務所 代表税理士	—

(注) 1. ※印は、新任の候補者であります。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 福島規久夫氏、松山大耕氏及び秋元秀仁氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 福島規久夫氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、主に財務に関する豊富な実務経験と深い見識に基づく助言・提言を行っていただくことを期待したためであり、同氏は社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。
- (2) 松山大耕氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、妙心寺退蔵院副住職としての卓見に基づく倫理的観点、Well-being実現のための観点やグローバルでの活動に基づく助言・提言を行っていただくことを期待したためであり、同氏は社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、経営の更なるダイバーシティを実現すると共に、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (3) 秋元秀仁氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、主に税務の専門家としての豊富な実務経験と深い見識に基づく助言・提言を行っていただくことを期待したためであり、同氏は社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、福島規久夫氏及び松山大耕氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。福島規久夫氏、松山大耕氏及び秋元秀仁氏の選任が承認された場合には、当社は各氏との間で当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の23頁に記載のとおりです。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、福島規久夫氏及び松山大耕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、秋元秀仁氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各氏が選任された場合は、当社は各氏を独立役員とする予定であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数 (2022年12月31日時点)
こし 直美 (1975年7月5日)	2002年10月 弁護士登録 2002年10月 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所) 弁護士 2009年6月 ハーバード大学ロースクール卒業 2009年10月 デベヴォイズ・アンド・プリンプトン法律事務所 勤務 2010年1月 ニューヨーク州弁護士登録 2010年9月 コロンビア大学ビジネススクール 日本経済経営研究所 客員研究員 2012年1月 大津市長 2020年3月 当社社外取締役(現任) 2020年9月 三浦法律事務所 パートナー弁護士(現任) 2021年1月 カリフォルニア州弁護士登録 2021年2月 OnBoard(株) 代表取締役CEO(現任) 2021年6月 ソフトバンク(株) 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 三浦法律事務所 パートナー弁護士 OnBoard(株) 代表取締役CEO ソフトバンク(株) 社外取締役	-

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 越直美氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
 3. 越直美氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有するとともに、企業法務にも精通しており、これらを当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただくことを期待したためであります。また、同氏は、大津市長として2期8年にわたり市政運営にあたってこられ、行政活動を通じた多様な経験と幅広い見識を有しており、当社の更なる事業展開のための助言・提言のほか、経営全般に対する助言・提言を行っていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、その社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。  
 4. 当社は、越直美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠

償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。越直美氏が補欠の監査等委員である社外取締役として選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の23頁に記載のとおりです。越直美氏が補欠の監査等委員である社外取締役として選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 越直美氏は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役以外の取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員である取締役以外の取締役に辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
7. 越直美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が補欠の監査等委員である取締役として選任が承認され、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠き監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】スキル・マトリックス

本招集ご通知記載の第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の経営陣が備えるべき専門知識・経験に基づいたスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

	(属性)	企業 経営	ESG	事業 戦略	IT	財務/ 会計/ M&A	法務/コン プライア ンス/リス ク管理	人材 開発	ウェルビ ーイング	国際	営業/ マーケテ ィング
代表取締役 会長 間下 直晃 (男性)		○	○	○	○	○				○	○
代表取締役 社長 高田 雅也 (男性)		○			○		○	○	○		
取締役 副社長 水谷 潤 (男性)		○		○				○			○
取締役 亀崎 洋介 (男性)		○			○					○	
取締役 山本 一輝 (男性)		○				○				○	
取締役 デイビッド・ コパルチック (男性)		○		○						○	○
取締役 村上 憲郎 (男性)	社外 独立	○	○	○	○					○	
取締役 西村 憲一 (男性)	社外 独立	○	○	○	○						
取締役 越 直美 (女性)	社外 独立	○	○				○			○	
取締役 監査等委員 福島 規久夫 (男性)	社外 独立		○					○	○		
取締役 監査等委員 松山 大耕 (男性)	社外 独立		○					○	○	○	
取締役 監査等委員 秋元 秀仁 (男性)	社外 独立					○					

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2021年3月25日開催の第21回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とさせていただきたいと存じます。当該報酬額には、従前どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向、本総会終結後の取締役会において決議予定の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき支給するものであること等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、9名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

**第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向並びに2008年3月28日開催の第8期定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同一の報酬額をご承認いただくことをお願いするものであること等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上